

令和8年3月24日（火）
午後4時00分
議会棟5階 第2委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閲 覧 用

退席時はお返却願います。

報告事項

- 報告第5号 職員の分限処分について
- 報告第6号 職員の復職について
- 報告第7号 職員の復職について
- 報告第8号 市長からの意見聴取について

議決事項

- 議案第7号 寝屋川市特定事業主行動計画（令和8年度～令和12年度）の策定について
- 議案第8号 市長の権限に属する事務の補助執行について
- 議案第9号 公文書開示拒否決定に係る審査請求についての裁決について
- 議案第10号 寝屋川市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
- 議案第11号 寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第12号 令和8年度学校園に対する指示事項について
- 議案第13号 令和8・9年度寝屋川市青少年指導員候補者の市長への内申について

署名人

荒木教育長

中澤委員

2月・3月教育委員会一般事務報告

(2月5日～3月24日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
2	5	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	9	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	10	火	令和7年度第5回社会教育委員会 議	会議	議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
	14	土	ねやがわ子どもフォーラム2026	講演会	アルカスホール
	17	火	学校訪問		望が丘小学校・中学校
	18	水	校長役員会	3月校長会の案件について	総合教育研修センター
	20	金	市町村教育委員会教育長・学校教育 指導主管部課長会議	会議	大阪市
	21	土	第49回寝屋川市PTA大会	講演会等	アルカスホール
	24	火	3月市議会定例会(第1日)	市政運営方針(演説)、委員会付 託(現年度議案)	市議会議場
	25	水	文教生活常任委員会	付託事件審査(現年度議案)	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査(現年度議案)	議会棟4階 第1委員会室
	26	木	予算決算常任委員会(全体会)	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
校長会			教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター	
3	3	火	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	5	木	3月市議会定例会(第2日)	委員長報告(現年度議案)、代表 質問	市議会議場
	6	金	3月市議会定例会(第3日)	代表質問、委員会付託(新年度議 案)	市議会議場
	11	水	文教生活常任委員会	付託事件審査(新年度議案)	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査(新年度議案)	議会棟4階 第1委員会室
	12	木	文教生活常任委員会	付託事件審査(新年度議案)	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査(新年度議案)	議会棟4階 第1委員会室
	13	金	中学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各中学校
	18	水	小学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各小学校
	19	木	幼稚園保育証書授与式	保育証書授与式	市立各幼稚園
	23	月	予算決算常任委員会(全体会)	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
	24	火	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
教育委員会定例会				議会棟5階 第2委員会室	

3月・4月教育委員会行事計画書

(3月25日～4月30日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
3	25	水	3月市議会定例会(第4日)	委員長報告(新年度議案)、追加事件即決	市議会議場
	28	土	こども図書館+plusオープニングセレモニー	式典	こども図書館+plus(アドバンスねやがわ2号館3階)
4	2	木	校園長会	市立学校園への指示事項について	総合教育研修センター
	6	月	小学校入学式	入学式	市内各小学校
			市町村教育委員会教育長会議	会議	大阪市
			家庭教育サポーター任命式	任命式	総合教育研修センター
	7	火	中学校入学式	入学式	市内各中学校
	8	水	幼稚園入園式	入園式	市立各幼稚園
	9	木	大阪府都市教育長協議会	総会・定例会	大阪市
	16	木	北河内地区教育長協議会	会議	大東市
	17	金	校長役員会	4月校長会の案件について	総合教育研修センター
	20	月	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	22	水	教育委員懇話会		議会棟4階 第I・II会議室
			教育委員会定例会		議会棟4階 第1委員会室
	23	木	近畿都市教育長協議会(～24日)	役員会・定期総会	兵庫県 尼崎市
28	火	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター	

報告第5号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和8年3月24日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和8年4月1日まで休職を命ずる

令和8年3月2日

寝屋川市教育委員会

報告第6号

職員の復職について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和8年3月24日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



復職を命ずる

令和8年2月19日

寝屋川市教育委員会

報告第7号

職員の復職について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和8年3月24日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



復職を命ずる

令和 8 年 3 月 16 日

寝屋川市教育委員会

報告第8号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和8年3月24日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

第4表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
学校給食調理業務委託 (市立成美小学校個別指導型学級)	令和7年度 ～令和10年度	2,685 千円

工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1 工 事 名	生涯学習（多機能）施設整備工事	
2 工 事 場 所	大阪府寝屋川市早子町 23 番 1 号 アドバンスねやがわ一号館 5階	
3 工 事 概 要	(1) 直接仮設工事	一式
	(2) 鉄骨工事	一式
	(3) 防水工事	一式
	(4) 木工事	一式
	(5) 金属工事	一式
	(6) 左官工事	一式
	(7) 木製建具工事	一式
	(8) 金属製建具工事	一式
	(9) 硝子工事	一式
	(10) 塗装工事	一式
	(11) 内外装工事	一式
	(12) ユニット及びその他工事	一式
	(13) 解体工事	一式
	(14) 発生材処分	一式
	(15) 昇降機設備工事	一式
	(16) 電気設備工事	一式
	(17) 機械設備工事	一式

- 4 契約方法 制限付一般競争入札
- 5 契約金額 金 726,000,000 円
(内消費税及び地方消費税の額 66,000,000 円)
- 6 支払方法 前金払 する
部分払 しない
残金払 工事完成引渡し後
- 7 工期 着工 令和8年 月 日
完成 令和9年1月29日
- 8 契約の相手方 大阪府寝屋川市萱島信和町 14 番 1 号
丸信住宅株式会社
代表取締役 西 村 徹 也

議案第 号

寝屋川市立市民交流中核施設条例の制定

寝屋川市立市民交流中核施設条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市立市民交流中核施設条例

(目的及び設置)

第1条 市民の生涯学習に係る活動を支援し、及び市民相互の交流を推進するとともに、併せて高齢者の福祉を増進するため、大阪府寝屋川市早子町23番1-501号に、寝屋川市立市民交流中核施設（以下「市民交流中核施設」という。）を設置する。

(事業)

第2条 市民交流中核施設においては、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習及び市民相互の交流に係る機会の提供に関すること。
- (2) 生涯学習及び市民相互の交流に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 生涯学習及び市民相互の交流に係る相談に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、生涯学習に係る活動の支援及び市民相互の交流の推進に関する事業
- (5) 寝屋川市立高齢者福祉センター条例（平成17年寝屋川市条例第19号。以下「高齢者福祉センター条例」という。）第3条第1項各号に掲げる事業

(開館時間及び休館日)

第3条 市民交流中核施設の開館時間及び休館日は、規則・教育委員会規則で定める。

(指定管理者による管理)

第4条 市民交流中核施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) この条例（第14条の規定により適用する高齢者福祉センター条例を含む。）の規定により指定管理者が行うこととされた業務その他の第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 市民交流中核施設及びその設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げる業務のほか、教育委員会又は市長が指定する業務

(施設及び附属設備)

第5条 市民交流中核施設に、次の各号に掲げる施設を設ける。

- (1) ホール
- (2) 会議室
- (3) 和室
- (4) 音楽室
- (5) 軽運動室
- (6) 調理室
- (7) ギャラリー
- (8) 高齢者福祉センター条例第2条に規定する寝屋川市立中央高齢者福祉センター（以下「中央高齢者福祉センター」という。）

2 前項第1号から第7号までに掲げる施設の附属設備として、舞台設備、音響設備、映写設備その他の設備を備える。

(利用許可)

第6条 市民交流中核施設の施設等（前条第1項第1号から第7号までに掲げる施設及び同条第2項に規定する附属設備をいう。以下同じ。）を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、市民交流中核施設の施設等の適正な利用を確保するため必要があると認めるときは、前項に規定する許可（以下「利用許可」という。）に条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

- (1) 市民交流中核施設の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 市民交流中核施設の施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市民交流中核施設の管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第7条 市民交流中核施設の施設等について利用許可を受けた者は、指定管理者に、これらの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、後納すること

ができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、教育委員会が定める場合に該当するときその他特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し又は免除することができる。

5 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、教育委員会が定める場合に該当するときその他特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用許可を受けた者は、当該市民交流中核施設の施設等を利用する権利を譲渡し又は転貸してはならない。

(特別の設備の設置及び変更の禁止)

第9条 市民交流中核施設の施設等を利用する者（以下「利用者」という。）は、市民交流中核施設の施設等に特別の設備を設け又は変更を加えてはならない。

(入館の拒否等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、市民交流中核施設への入館を拒み、市民交流中核施設の施設等の利用を制限し若しくは利用許可を取り消し、又は市民交流中核施設からの退館を命ずることができる。

(1) 利用者が、この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則若しくはこれらに基づく指示又は利用許可に付した条件に違反したと認めるとき。

(2) 他人に迷惑をかけ又は他人に危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(3) 市民交流中核施設の管理上又は公益上やむを得ない必要を生じたとき。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、市民交流中核施設の施設等を利用した場合において、その利用を終了したときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。前条の規定により利用許可を取り消され又は退館を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償等)

第12条 市民交流中核施設の施設等を損傷した者は、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額の

全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 市民交流中核施設の管理に関し必要な事項（中央高齢者福祉センターの管理に関する事項を除く。）は、教育委員会規則で定める。

(高齢者福祉センター条例の適用)

第14条 中央高齢者福祉センターの管理に関しては、この条例に規定する事項のほか、高齢者福祉センター条例中の中央高齢者福祉センターの管理に関する規定を適用する。

(管理を指定管理者に行わせない場合の読替え適用)

第15条 市民交流中核施設の管理を指定管理者に行わせない場合には、この条例の規定（中央高齢者福祉センターの管理に関する事項を除く。）中「指定管理者」とあるのを「教育委員会」と読み替えてこの条例の規定を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則・教育委員会規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定並びに利用許可その他の市民交流中核施設の施設等の利用及び中央高齢者福祉センターの利用に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、この条例及び第14条の規定により適用する高齢者福祉センター条例中の相当する規定の例により行うことができる。

(寝屋川市立高齢者福祉センター条例の一部改正)

3 寝屋川市立高齢者福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「寝屋川市成田町3番6号」を「寝屋川市早子町23番1-501号」に改める。

第5条ただし書を次のように改める。

ただし、寝屋川市立中央高齢者福祉センターの開館時間は、寝屋川市立市民交流中核施設条例（令和8年寝屋川市条例第 号）に規定する寝屋川市立市民交流中核施設（次条第1項において「市民交流中核施設」という。）の開館時間とする。

第5条に次の1項を加える。

2 市長は、特別の事情があるときは、前項本文に規定する開館時間を変更す

ることができる。

第6条ただし書を次のように改める。

ただし、寝屋川市立中央高齢者福祉センターの休館日は、市民交流中核施設の休館日とする。

第6条に次の1項を加える。

- 2 市長は、特別の事情があるときは、前項本文に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

第14条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、寝屋川市立中央高齢者福祉センターの指定管理者による管理については、寝屋川市立市民交流中核施設条例第4条の規定を適用する。

第14条第3項中「第5条又は第6条」を「第5条第2項又は第6条第2項」に改める。

(寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例の一部改正)

- 4 寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成29年寝屋川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会	を
」			
「		寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会	に
市長及び教育委員会		寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会	
」			

改める。

別表（第7条関係）

1 施設の利用料金

利用施設	利用料金の額			
	利用区分			
	午前 〔午前10時から 午後零時30分まで〕	午後A 〔午後1時から 午後3時まで〕	午後B 〔午後3時30分から 午後5時30分まで〕	夜間 〔午後6時から 午後9時まで〕
ホール1	4,200円	3,800円	3,800円	5,700円
ホール2	3,800円	3,400円	3,400円	5,100円
ホール3	3,800円	3,400円	3,400円	5,100円
会議室1	2,900円	2,600円	2,600円	3,900円
会議室2	2,700円	2,400円	2,400円	3,600円
会議室3	900円	800円	800円	1,200円
会議室4	600円	600円	600円	900円
和室	2,400円	2,200円	2,200円	3,300円
音楽室	2,700円	2,400円	2,400円	3,600円
軽運動室	2,900円	2,600円	2,600円	3,900円
調理室	2,900円	2,600円	2,600円	3,900円
ギャラリー1	2,000円	1,800円	1,800円	2,700円
ギャラリー2	900円	800円	800円	1,200円
ギャラリー3	900円	800円	800円	1,200円

備考

- (1) 「午前」、「午後A」、「午後B」又は「夜間」の利用区分のほか、次に掲げる区分を単位として続けて利用することもできる。この場合における利用料金の額は、当該区分に対応するこの表に規定する金額の合計額とする。

午前及び午後A〔午前10時から午後3時まで〕

午後A及び午後B〔午後1時から午後5時30分まで〕

午後B及び夜間〔午後3時30分から午後9時まで〕

午前、午後A及び午後B〔午前10時から午後5時30分まで〕

午後A、午後B及び夜間〔午後1時から午後9時まで〕

午前、午後A、午後B及び夜間〔午前10時から午後9時まで〕

- (2) 利用者の住所（法人その他の団体にあつては、事務所の所在地）が寝屋川市の区域外にある場合における利用料金の額は、この表に規定する金額に、当該金額の5割相当額を加算した額とする。
- (3) 利用者が入場料（これに類する料金を含む。）を徴収する場合その他営利の目的をもって利用する場合における利用料金の額は、この表に規定する金額（前号の規定に該当するときは、同号の規定により算定される額）の2倍相当額とする。
- (4) 利用区分の時間を超えて利用する場合には、超過1時間（30分以上1時間未満の端数は、これを1時間とする。）につき、この表に規定する金額（前2号の規定に該当するときは、これらの規定により算定される額）の3割相当額を超過利用料金として徴収する。

2 附属設備の利用料金

利用附属設備	利用料金の額
舞台設備	一の利用区分につき、2,000円
音響設備	一の利用区分につき、2,000円
映写設備	一の利用区分につき、2,000円
その他の設備	当該設備の種別・内容に応じ、教育委員会が定める金額

備考

- (1) 「利用区分」とは、前項の表に定める「午前」、「午後A」、「午後B」又は「夜間」の利用区分をいう。
- (2) 利用区分の時間を超えて利用する場合には、超過1時間（30分以上1時間未満の端数は、これを1時間とする。）につき、この表に規定する金額の3割相当額を超過利用料金として徴収する。

寝屋川市立市民交流中核施設条例の制定

No.1

1 寝屋川市立高齢者福祉センター条例（附則第3項関係）

改正案		現行	
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
寝屋川市立中央高齢者福祉センター	寝屋川市早子町23番1-501号	寝屋川市立中央高齢者福祉センター	寝屋川市成田町3番6号
寝屋川市立東高齢者福祉センター	寝屋川市明和一丁目1番30号	寝屋川市立東高齢者福祉センター	寝屋川市明和一丁目1番30号
寝屋川市立太秦高齢者福祉センター	寝屋川市太秦元町14番22号	寝屋川市立太秦高齢者福祉センター	寝屋川市太秦元町14番22号
寝屋川市立西高齢者福祉センター	寝屋川市池田西町28番22号	寝屋川市立西高齢者福祉センター	寝屋川市池田西町28番22号
(開館時間) 第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、寝屋川市立中央高齢者福祉センターの開館時間は、寝屋川市立市民交流中核施設条例（令和8年寝屋川市条例第 号）に規定する寝屋川市立市民交流中核施設（次条第1項において「市民交流中核施設」という。）の開館時間とする。		(開館時間) 第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。	

改正案	現行
<p>2 市長は、特別の事情があるときは、前項本文に規定する開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、<u>寝屋川市立中央高齢者福祉センターの休館日は、市民交流中核施設の休館日とする。</u></p> <p>2 市長は、特別の事情があるときは、<u>前項本文に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条 <u>寝屋川市立中央高齢者福祉センター及び寝屋川市立西高齢者福祉センター（以下「指定対象センター」という。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）により行わせることができる。この場合において、<u>寝屋川市立中央高齢者福祉センターの指定管理者による管理については、寝屋川市立市民交流中核施設条例第4条の規定を適用する。</u></u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、<u>第5条第2項又は第6条第2項の規定により指定管理者が開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得るものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、<u>市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条 <u>寝屋川市立中央高齢者福祉センター及び寝屋川市立西高齢者福祉センター（以下「指定対象センター」という。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）により行わせることができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、<u>第5条又は第6条の規定により指定管理者が開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得るものとする。</u></p>

2 寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（附則第4項関係）

改正案		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
執行機関	附属機関	執行機関	附属機関
市長	(略)	市長	(略)
教育委員会	(略)	教育委員会	(略)
市長及び 教育委員会	寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会	寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会	
	寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会	(新設)	
			担任事務
			(略)

令和8年度寝屋川市一般会計予算（教育委員会関係分）

歳出
8款 教育費
1項 教育総務費

目	本 年 予 算 額	前 年 予 算 額	比 較 増 減	本 年 度 予 算 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源	財 源	財 源	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 教育委員会 総務費	708,437	690,169	18,268	86	1,416	706,935	
				国庫支出金			
				30			
				府支出金			
				56			

節 区 分	説 明 金 額	事 業 概 要	千円
1 報酬	11,865	[寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」]	
委員報酬	9,000	1 就学援助に要する経費	271
一般報酬	2,865	消 84 印 187	
2 給料	302,789		
特別職給	9,240	2 教育委員会会議業務に要する経費	10,407
一般職給	293,549	(1) 教育委員報酬(5人)	9,000
3 職員手当等	242,573	(2) 教育委員会交際費	283
		(3) 各種負担金	404
地域手当	38,084	ア 大阪府都市教育委員会連絡協議会	86
扶養手当	9,744	イ 北河内地区教育委員会委員研修会	10
管理職手当	22,008	ウ 全国都市教育長協議会	27
通勤手当	7,635	エ 全国都市教育長協議会定期総会	9
時間外勤務手当	8,794	オ 近畿都市教育長協議会	35
期末手当	79,699	カ 近畿都市教育長協議会定期総会	7
勤勉手当	63,563	キ 近畿都市教育長協議会研究協議会	7
住居手当	5,046	ク 大阪府都市教育長協議会	63
児童手当	8,000	ケ 北河内地区教育長協議会	60
4 共済費	109,877	コ 北河内地区教育長協議会管外研修会	50
		ク 中核市教育長会	50
		(4) 総合教育会議	59
		消 12 筆 47	
共済組合負担金	105,183	(5) その他	661
災害補償基金負 担金	644	旅 476 筆 185	
厚生年金負担金	3,561		
雇用保険料	389	3 教育委員会事務局管理業務に要する経費	2,675
労働災害保険料	100	(1) 教育行政事務の点検及び評価会議謝礼(報償)	80
7 報償費	661	(2) 教育振興基金積立金	1,416
		(3) その他	1,179
報償費	661	報償 581 旅 92 消 184 食 10	
8 旅費	863	印 306 手 6	
費用弁償	327	4 学校環境整備業務に要する経費	1,442
普通旅費	536	消 730 燃 62 修 58 原 592	

目	本年算額 千円	前年算額 千円	比較増減 千円	本年度予算額の財源内訳			
				国庫支出金 千円	特定地方債 千円	財源その他 千円	一般財源 千円
2 教育指導費	1,542,481	1,475,756	66,725	245,112	457,300	144	839,925
				国庫支出金 11,694			
				府支出金 233,418			

節・説明 区分	金額 千円	事業概要	要
1 報酬	296,982	(安心して子どもを産み、育てる環境づくり)	
委員報酬	1,493	1 幼児期の発達に応じた教育の推進に要する経費	194
一般報酬	295,489	(1) 地域人材活用事業	118
2 給料	16,619	報償 80 消 38 (2) その他 (備)	76
一般職給	16,619		
3 職員手当等	80,452	(寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」)	
地域手当	1,998	1 開かれた学校づくりに要する経費	5,990
通勤手当	631	(1) 教育活動支援人材活用事業(報償)	4,900
期末手当	39,935	(2) 学校運営協議会委員報酬(109人)	1,090
勤勉手当	37,888		
4 共済費	72,445	2 人権教育の推進に要する経費	796
共済組合負担金	27,501	(1) 各種研修会等経費	393
災害補償基金負担金	26	報償 100 消 155 印 138	
厚生年金負担金	39,849	(2) 各種負担金・補助金	403
雇用保険料	3,587	ア 大阪府人権教育研究協議会負担金	140
労働災害保険料	1,482	イ 北河内地区人権教育研究協議会負担金	55
7 報償費	39,929	ウ その他会議、研究会負担金	8
報償費	39,929	エ 外国人教育補助金	200
8 旅費	9,935	3 考える力、学力、体力の育成に要する経費	1,012,596
費用弁償	9,546	(1) ICT教育推進事業	884,978
普通旅費	389	ア 教育の情報化推進委員会(報償)	27
10 需用費	9,377	イ 学校設置パソコン修繕料	3,500
一般消耗品費	566	ウ ICTサポート(委)	9,185
印刷製本費	1,311	エ 小中学校パソコン等賃貸借(使)	2,535
修繕料	7,500	オ 小中学校カラープリンターリプレイス(使)	1,812
11 役務費	74,162	カ 小中学校モノクロプリンターリプレイス(使)	1,233
電話料	74,004	キ 小中学校プロジェクト等リプレイス(備)	45,803
保険料	158	ク G I G A スクール	725,271
		修 4,000 電 74,004 使 60,933 備 586,334	
		ケ 校務支援システム(使)	10,620
		コ M I M デジタル(使)	1,265
		サ 中学校デジタル採点システム(使)	1,999
		シ オンライン連絡網システム(使)	2,891

目	本年算額 千円	前算額 千円	年度額 千円	比較増減 千円	本年度予算額の財源内訳			
					財源			
					国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
3 総合教育研修センター費	65,501	61,373	4,128	-	-	-	65,501	

節・説明 区分	金額 千円	事業 概要	要 要
5		児童生徒の支援に要する経費 (1) 中学生サミット (報償) 400 (2) ピアサポート研究事業 (報償) 3,360 (3) 在日外国人児童・生徒の自立支援通訳配置事業 (報償) 14,183 (4) スクールソーシャルワーカー配置事業 (報償) 7,200 (5) 子どもサポート会議 (報償) 240 (6) クラブ・部活動活性化事業 報償 8,394 旅 160 補 4,160 (7) その他 報償 295 消 289 保 158	38,839 400 3,360 14,183 7,200 240 12,714 742
6		きめ細かな学習指導の充実に要する経費 個別指導型学級市費講師 旅 223 負 1	224
		〔人件費等〕	
1		人件費等	473,190
1 報酬	5,353	〔寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」〕	
一般報酬	5,353	1 教職員研修等の推進に要する経費	31,990
3 職員手当等	485	(1) 教職員研修・研究	18,626
期末手当	247	ア 寝屋川方式推進事業	12,567
勤勉手当	238	報償 5,744 旅 5,107 消 78 食 1	
4 共済費	795	使 1,637	
		イ その他	6,059
共済組合負担金	315	報償 3,685 旅 142 消 494 食 15	
厚生年金負担金	416	印 479 電 18 手 5 保 5	
雇用保険料	40	使 187 備 230 負 799	
労働災害保険料	24	(2) 寝屋川教育フォーラム	353
7 報償費	11,665	報償 200 消 43 食 1 備 109	
報償費	11,665	(3) 学習到達度調査委託料	13,011
8 旅費	5,466	2 英語村 (英語力向上プラン) 事業の推進に要する経費 消 267 電 18 委 10,041 備 63	10,389

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 減	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源		一 般 財 源	
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	千 円
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

節 区 分	説 明	事 業 概 要	千円
			金額
費用弁償	4,507	3 総合教育研修センター運営・管理業務に要する経費	8,255
普通旅費	959	(1) 光熱水費	2,261
10 需用費	8,821	(2) 修繕料	500
一般消耗品費	1,570	(3) 電話料	198
燃料費	2	(4) 各種委託料	3,717
食糧費	17	消福、警備、電気設備保守点検等	
印刷製本費	512	(5) 各種負担金	30
光熱水費	3,638	ア 全国教育研究所連盟	20
修繕料	3,076	イ 近畿地区教育研究所連盟	10
医薬材料費	6	(6) その他	1,549
11 役務費	911	旅 101 消 488 燃 2 手 320 保 57 使 570 原 11	
電話料	402	(子どもを全力で守り抜く)	
手数料	428		
保険料	81	1 教育支援に要する経費	8,135
12 委託料	28,164	(1) 教育相談事業	404
委託料	28,164	報償 236 消 135 印 33	
13 使用料及び賃借料	2,499	(2) 登校状況改善事業	7,731
使用料	2,499	報償 1,800 旅 17 消 65 光 1,377 修 2,576 医 6 電 168 手 103 保 19 委 1,395 使 105 備 100	
15 原材料費	11	(人件費等)	
原材料費	11	1 人件費等	6,732
17 備品購入費	502		
図書購入費	209		
教材購入費	184		
センター用備品費	109		
18 負担金、補助及び交付金	829		
負担金	829		

目	本年算額 千円	前算額 千円	年度額 千円	比較増減 千円	本年度予算額の財源内訳			
					国庫支出金 千円	特 定 地方 債 千円	財源 その他 千円	一般財源 千円
4 学校給食センター費	327,218	343,028	343,028	△15,810	-	-	-	327,218
計	2,643,637	2,570,326	2,570,326	73,311	245,198	457,300	1,560	1,939,579

2 項 小学校費

1 学校管理費	3,455,341	4,500,710	△1,045,369	179,686	1,088,540
				国庫支出金 12,715	2,174,400
				府支出金 10,739	
				1,976	

節・区分	説明 金額 千円	事業 概要	要 要 千円
普通旅費	10	1 学校給食の運営に要する経費	327,218
10 需用費	70,155	(1) 各種委託料	253,629
一般消耗品費	1,967	ア 機械警備	499
光熱水費	67,146	イ 学校給食センター調理等業務	233,409
修繕料	1,000	ウ 再生利用に伴う一般廃棄物収集運搬処分業務	5,360
研究材料費	22	エ エレベーター保守点検業務	3,908
被服費	20	オ ガスボイラー保守点検業務	997
11 役務費	2,469	カ 厨房除害処理設備保守管理業務	1,320
電話料	156	キ 厨房機器点検業務	2,290
手数料	2,313	ク 空調機等維持管理業務	5,846
12 委託料	253,629	(2) 光熱水費	67,146
委託料	253,629	(3) 各種手数料	2,313
13 使用料及び賃借料	260	栄養士等検便検査、消防用及び防火設備点検 鼠族害虫駆除・予防、厨房除害設備清掃等	1,967
使用料	260	(4) 一般消耗品費	1,000
17 備品購入費	695	(5) 修繕料	1,163
給食用備品費	695	(6) その他	
		旅 10 研 22 被 20 電 156 使 260 備 695	

1 報酬	136,124	(寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」)	
一般報酬	136,124	1 支援教育の推進に要する経費	1,483
2 給料	118,483	(1) 巡回指導報酬(医師)	480
一般職給	118,483	(2) 送迎用タクシー使用料	30
3 職員手当等	62,791	(3) FM補聴器	391
地域手当 扶養手当	5,592 216	(4) 階段昇降機 修 50 備 341 修 450 委 132	582

目	本年算額	前年算額	比較増減	本年度予算額の財源内訳			
				国府支出金	地方債	財源 その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

節・区分	説明金額	事業概要	要
委託料	173,018	(5) 原材料費	2,118
13 使用料及び賃借料	27,751	(6) 大阪府公立学校施設整備期成会負担金	6
		(7) その他	168
		旅 21 消 61 印 47 償 39	
使用料	27,705		
賃借料	46	5 学校団施設の経年化対策に要する経費	2,368,441
14 工事請負費	2,279,600	(1) 各種委託料	83,781
		ア 学校トイレリメイク緊急3か年事業に係る工事監理業務	54,445
		東小学校、南小学校、北小学校、啓明小学校	
		木屋小学校、桜小学校、点野小学校、和光小学校	
		国松緑丘小学校、楠根小学校、宇谷小学校	
		イ 学校トイレリメイク緊急3か年事業に係る	2,376
		機械警備設備移設・復旧	
		啓明小学校、桜小学校、点野小学校	
		国松緑丘小学校、楠根小学校、宇谷小学校	
		ウ 校舎概外壁等改修設計委託	26,564
		木屋小学校、国松緑丘小学校	
		エ 内部補修等工事に伴う機械警備設備移設・復旧	396
		中央小学校	
22 償還金、利子及び割引料	39	(2) 学校トイレリメイク緊急3か年事業(工)	2,071,000
		東小学校、南小学校、北小学校、啓明小学校	
		木屋小学校、桜小学校、点野小学校、和光小学校	
		国松緑丘小学校、楠根小学校、宇谷小学校	
償還金	39	(3) 維持管理工事	5,000
		(4) 内部補修等工事	42,000
		中央小学校	
		(5) プール改修工事	158,000
		西小学校	
		(6) 塀等修繕料	8,580
		南小学校	
		(7) その他	80
		消 30 印 50	
6		6 学校団保健衛生の推進に要する経費	957
		全国市長会学校災害賠償補償保険料	

目	本年算額	前年度算額	比較増減	本年度予算額の財源内訳		
				国庫支出金	特定地方債	財源
2 教育振興費	113,182	196,716	△83,534	4,220	-	108,962
				国庫支出金		

節・区分	説明金額	事業概要	要
7		通学路の安全対策に要する経費	6,247
		(1) 通学路安全対策事業	5,799
		修 2,199 工 3,600	
		(2) 通学路整備	60
		修 50 原 10	
		(3) 通学路用地賃借料	46
		(4) その他(消)	342
		[人件費等]	
1		人件費等	367,272
10	37,191	(寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」)	
		1 学校教材・教員等の充実に要する経費	47,578
		(1) 教材教具等購入	38,950
		ア 児童用図書(教)	10,024
		イ 指導用教材・副読本(教)	12,578
		ウ 教師用図書(教)	318
		エ 学校図書館への新聞配備(教)	2,594
		オ 一般教材備品購入費	11,436
		カ 理科教育補助教材備品購入費	2,000
		(2) パソコン経費(消)	7,730
		(3) 教材備品等修繕料	898
2		支援教育の推進に要する経費	5,842
		(1) 教材費(指導用教材・児童用図書)	3,049
		(2) 教材備品購入費	2,793
3		就学援助に要する経費	59,306
		(1) 義務教育就学奨励費(扶)	53,157
		学用品費等	
		(1年) 単価 13,230円 支給人員 275人	
		(他年) 単価 15,500円 支給人員 1,373人	
		入学準備金	
		単価 64,300円 支給人員 275人	

目	本 年 算 額	前 年 算 額	比 較 増 減	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				財 源		財 源 内 訳	
				特 定 財 源	財 源 の 他	財 源 の 他	財 源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
				国庫支出金			
				地方債			
				その他			
				一般財源			
3 学校保健体育費	82,373	82,403	△30	314	-	3,291	78,768

節 区	説 明	事 業 概 要	千円	
			金 額	要
		修学旅行費		千円
		単価 24,000円 支給人員 340人		
		学校給食費 (国立・私立小学校分)		
		(1年) 単価 60,650円 支給人員 1人		
		(2年) 単価 63,450円 支給人員 1人		
		(3、4年) 単価 64,600円 支給人員 2人		
		(5、6年) 単価 65,750円 支給人員 2人		
		臨海・林間学舎費		
		単価 7,000円 支給人員 287人		
		(2) 特別支援教育就学奨励費 (扶)		6,139
		学用品費等		
		単価 6,620円 支給人員 451人		
		入学準備金		
		単価 28,530円 支給人員 56人		
		修学旅行費		
		(実費の1/2) 単価 12,000円 支給人員 72人		
		臨海・林間学舎費		
		単価 7,000円 支給人員 95人		
		通学費		
		単価 6,500円 支給人員 4人		
		(3) 小規模災害被災世帯に対する教科書支給 (扶)		10
		4 通学路の安全対策に要する経費		456
		通学費 (扶)		
1 報酬	38,265	{ 寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」 }		
委員報酬	30	1 学校教材・教具等の充実に要する経費		2,514
一般報酬	38,235	(1) 運動会賞品 (報償)		242
7 報償費	3,180	(2) 校庭遊具等修繕料		2,272
報償費	3,180	2 学校園保健衛生の推進に要する経費		73,754
10 需用費	9,357	(1) 健康相談医等報償費		2,645
一般消耗品費	3,731	ア 健康相談医		401
		イ 就学時健診医師		2,244

目	本年算額	前年算額	比較増減	本年度予算額の財源内訳		
				国府支出金	特定地方債	財源その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
						一般財源

節・説明	金額	概要	要
食糧費	1		千円
印刷製本費	338	(2) 児童健康診断	8,420
修繕料	3,611	ア 尿検査(手)	4,198
医薬材料費	1,676	イ 心臓検査(委)	2,929
11 役務費	8,719	ウ X線直接撮影(委)	236
		エ 結核検診問診票(委)	1,026
		オ 胸部CT(委)	15
		カ 喀痰検査等(委)	16
12 委託料	11,485	(3) 校医等報酬	37,179
		ア 内科	12,846
		イ 歯科	12,039
		ウ 耳鼻科	4,353
		エ 眼科	4,353
		オ 薬剤師	3,588
使用料	290	(4) プール関係経費(薬品・清掃委託)	4,676
17 備品購入費	426	消 2,415 委 2,261	
		(5) 保健用関係経費	3,841
		消 857 医 1,219 修 1,339 備 426	
18 負担金、補助及び交付金	9,703	(6) 日本スポーツ振興センター掛金(負)	8,530
		(7) 市立校園PTA協議会安全共済会補助金	933
		(8) 各種負担金	240
		ア 大阪府学校保健主管課長会	4
		イ 大阪府学校保健会	59
		ウ 大阪府学校保健会養護教諭部会	24
		エ 大阪府学校保健会保健主事部会	23
		オ 北河内学校保健研究協議会	15
		カ 寝屋川市学校保健会	115
		(9) その他	7,290
		報酬 30 消 459 食 1 印 338	
		医 457 手 4,521 委 1,194 使 290	
19 扶助費	948	3 就学援助(医療費)に要する経費	948
		医療扶助	
		4 教職員人事管理業務に要する経費	5,157
		(1) 教職員健康診断	4,101
		ア 定期健康診断(委)	2,726
		検尿、血圧測定、X線直接撮影、心電図 血液検査、胃検診 他	

目	本 年 算 額	前 年 算 額	比 較 増 減	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源		一 般 財 源	
				国 府 支 出 金	地 方 債		そ の 他
千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円		
4 学校給食費	1,157,929	642,011	515,918	520,634	6,000	2,000	629,295
				府支出金			

節・説明 区分	金額	事業概要	要 要
イ		ストレスチェック	716
		報償 238 委 478	
ウ		頸肩腕障害等健診(委)	310
エ		B型肝炎抗体検査(委)	116
オ		B型肝炎予防接種(委)	162
カ		B型肝炎接種後検査(委)	16
キ		長時間労働者に対する医師の面接指導(報償)	55
		(2)労働安全衛生管理(報酬)	1,056
1 報酬	3,464	(寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」)	
一般報酬	3,464	1 学校給食の運営に要する経費	946,398
2 給料	120,421	(1)各種委託料	289,658
		ア 小学校給食調理等業務委託料	284,430
		イ 調理場エアコン洗浄清掃委託料	5,228
3 職員手当等	54,241	(2)備品購入費	14,000
		(3)光熱水費	32,626
地域手当	8,607	(4)各種手数料	5,118
通勤手当	2,083	給食調理員等検便検査、食品・食材細菌検査等	
時間外勤務手当	806	鼠疫害虫駆除・予防等、天井換気扇保守点検	
期末手当	22,687	(5)一般消耗品費	8,394
勤勉手当	19,722	(6)修繕料	8,000
住居手当	336	(7)学校給食会運営貸付金	2,000
4 共済費	33,270	(8)小学校給食費負担軽減事業	517,393
		財 516,992 補 401	
共済組合負担金	19,958	(9)小学校給食無償化支援事業	68,982
災害補償基金負 担金	160	財 68,925 補 57	
厚生年金負担金	11,784	(10)その他	227
雇用保険料	1,108	旅 10 被 145 原 72	
労働災害保険料	260	(人件費等)	
8 旅費	145	1 人件費等	211,531
費用弁償	135		
普通旅費	10		
10 需用費	635,082		
一般消耗品費	8,394		

目	本年算額 千円	前年算額 千円	比較増減 千円	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	千円
計	4,808,825	5,421,840	△613,015	537,883	2,180,400	184,977	1,905,565

節	説明	金額	概要	要
	光熱水費	32,626		
	修繕料	8,000		
	賄材料費	585,917		
	被服費	145		
11	役員費	5,118		
	手数料	5,118		
12	委託料	289,658		
	委託料	289,658		
15	原材料費	72		
	原材料費	72		
17	備品購入費	14,000		
	給食用備品費	14,000		
18	負担金、補助及び交付金	458		
	補助金	458		
20	貸付金	2,000		
	貸付金	2,000		

3 項 中学校費

1 学校管理費	1,548,047	1,524,787	23,260	19,368	1,055,400	65,881	407,598
				国庫支出金 18,251			
				府支出金 1,117			

1 報酬	40,408	40,408		[寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」]	
一般報酬	40,408	40,408	1	支援教育の推進に要する経費	710
2 給料	34,479	34,479		(1) 送迎用タクシー使用料	70
一般職給	34,479	34,479		(2) FM補聴器 修 50 備 341	391
3 職員手当等	30,000	30,000		(3) 階段昇降機 修 150 委 99	249
地域手当	4,065	4,065			

目	本年算額	前算額	年度算額	比較増減	本年度予算額の財源内訳			
					特定財源		一般財源	
					国府支出金	地方債		その他
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

節・説明	金額	千円	事業概要	要
扶養手当	528	2	2 学校備品等の充実に要する経費	56,611
通勤手当	822		(1) 燃料費	535
時間外勤務手当	35		(2) 修繕料	882
期末手当	13,020		(3) I P 電話等	5,516
通勤手当	11,530		電 4,078 使 1,438	
4 共済費	20,658		(4) 各校クリーニング等手数料	586
			(5) 管理用備品等	7,106
共済組合負担金	11,694		給湯器、放送設備、印刷機 他	
災害補償基金負担金	68		使 4,229 備 2,877	
厚生年金負担金	7,951		(6) 卒業記念品 (報償)	1,309
雇用保険料	733		(7) 生徒用用紙等 (消)	37,094
労働災害保険料	212		(8) 生徒用お茶 (贈)	140
7 報償費	1,309		(9) その他	3,443
			食 84 印 2,060 郵 1,152 使 147	
報償費	1,309	3	3 学校環境整備業務に要する経費	135,399
8 庶費	1,720		(1) 正門開錠等作業委託料	3,362
			(2) 光熱水費	132,037
費用弁償	1,720			
10 需用費	233,348	4	4 学校施設管理業務に要する経費	86,958
一般消耗品費	37,140		(1) 各種手数料	8,748
燃料費	535		貯水槽清掃、簡易専用水道定期検査	
食糧費	84		消防用及び防火設備点検、害虫駆除、汚泥中雑糞清掃	
印刷製本費	2,112		公共施設予約システムに係るキャッシュレス決済対応	
光熱水費	132,037		(2) 市立小中学校遮熱等対策事業修繕料	33,218
修繕料	61,300		(3) 各種委託料	16,492
賄材料費	140		機械警備、樹木管理 (剪定・除草)	
11 役務費	15,060		エレベーター保守点検、水道管漏水調査、鳥害対策	
			電気設備保守点検、エレベーター管理業務	
			非常用発電装置保守点検、フロンガス漏えい定期点検業務	
電話料	4,078		樹木管理 (薬剤散布含)、苦汁散布業務	
郵便料	1,152		低濃度 P C B 廃棄物収集運搬及び処理	
手数料	9,334		(4) 修繕料	27,000
保険料	496		(5) 原材料費	958
12 委託料	57,481		(6) 学校用地賃借料	499
			国有地 (第五中学校1,416.11㎡、第八中学校237.85㎡)	

目	本年度額 千円	前年度額 千円	比較増減 千円	本年度予算額の財源内訳		
				特 定 支 出 金 千円	地方債 千円	財源 その他 千円
						一般財源 千円
2 教育振興費	108,888	145,868	△36,980	4,301	-	104,587
				国庫支出金		

節・区	説明	金額 千円	事業概要	要 要 千円
13	委託料	57,481	(7) その他	43
	13 使用料及び賃借料	6,389	消 16 印 2 使 6 債 19	
5	学校園施設の経年化対策に要する経費			1,140,608
	(1) 各種委託料	5,890		37,528
	ア 学校トイレレメイク緊急3か年事業に係る工事監理業務	499		24,197
	第三中学校、第五中学校、第八中学校、第十中学校、中木田中学校	1,103,000		
14	工事請負費	1,103,000		
	イ 学校トイレレメイク緊急3か年事業に係る機械警備設備移設・復旧			1,188
	第五中学校、第八中学校、中木田中学校	958		
15	原材料費	958		396
	ウ 外壁等改修工事に伴う機械警備設備移設・復旧	958		
17	備品購入費	3,218		11,747
	工 校舎棟外壁等改修設計委託			
	中木田中学校	3,218		
22	校用器具費	3,218		934,000
	(2) 学校トイレレメイク緊急3か年事業(工)	19		
	第三中学校、第五中学校、第八中学校、第十中学校			
	中木田中学校			
	(3) 維持管理工事			5,000
	(4) 外壁等改修工事	19		164,000
	第一中学校			
	(5) その他			80
	消 30 印 50			
6	学校園保健衛生の推進に要する経費			496
	全国市長会学校災害賠償補償保険料			
	(人件費等)			
1	人件費等			127,265
10	需用費	21,090	[寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」]	
	一般消耗品費	4,857	1 学校教材・教具等の充実に要する経費	28,761
	修繕料	1,320	(1) 教材教具等購入	22,584
	教材費	14,913	ア 生徒用図書(教)	5,637

目	本年算額	前年算額	比較増減	本年度予算額の財源内訳		
				国府支出金	特定地方債	財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
						一般財源
						その他

節・説明	金額	概要	要
17 備品購入費	10,194	イ 指導用教材・副読本(教) ウ 教師用図書(教)	6,583
教材購入費	8,194	エ 学校図書館への新聞配備(教)	156
理科教具購入費	2,000	オ 一般教材備品購入費	1,354
19 扶助費	77,604	カ 理科教育補助教材備品購入費 (2) パソコン経費(消) (3) 教材備品等修繕料	6,854
就学奨励給与金	77,604		2,000
			4,857
			1,320
2 支援教育の推進に要する経費			2,523
(1) 教材費(指導用教材・生徒用図書)			1,183
(2) 教材備品購入費			1,340
3 就学奨励に要する経費			77,604
(1) 義務教育就学奨励費(扶)			72,999
学用品費等			
(1年)	単価 25,040円	支給人員	310人
(他年)	単価 27,310円	支給人員	643人
入学準備金	単価 81,000円	支給人員	307人
修学旅行費	単価 52,000円	支給人員	369人
学校給食費(国立・府立・私立中学校分)	単価 72,600円	支給人員	11人
(1、2年)	単価 68,400円	支給人員	5人
(3年)	単価 8,000円	支給人員	310人
臨海・林間学舎費			
(2) 特別支援教育就学奨励費(扶)			4,264
学用品費等	単価 12,525円	支給人員	137人
入学準備金	単価 31,500円	支給人員	32人
修学旅行費	単価 26,000円	支給人員	49人
(実費の1/2)	単価 8,000円	支給人員	32人
臨海・林間学舎費			
通学費	単価 10,000円	支給人員	1人

目	本年算額 千円	前年算額 千円	比較増減 千円	本年度予算額の財源内訳		
				国庫支出金 千円	特定地方債 千円	財源その他 千円
3 学校保健体育費	44,048	43,628	420	226	-	41,949
				国庫支出金	1,873	一般財源

節・説明 区分	金額 千円	事業概要	要 要
		(3) 中学校夜間学級就学奨励費(扶) 学用品費等	311
		単価 24,970円 支給人員 4人	
		校外活動費 (実費)	4人
		単価 2,310円 支給人員 4人	
		通学費 (実費)	4人
		単価 37,320円 支給人員 4人	
		修学旅行費 (実費)	1人
		単価 52,000円 支給人員 1人	
		(4) 小規模災害被災世帯に対する教科書支給(扶) (綾屋川市だから学べる「綾屋川教育」)	30
1 報酬	19,504		
一般報酬	19,504	1 学校教材・教具等の充実に要する経費	2,086
7 報償費	635	(1) 体育大会賞品(報償)	133
報償費	635	(2) 体育用備品等修繕料	1,197
10 需用費	5,119	(3) 各種負担金	756
一般消耗品費	2,729	ア 大阪府中学校体育連盟	420
印刷製本費	146	イ 北河内地区中学校体育連盟	336
修繕料	1,297	2 学校園保健衛生の推進に要する経費	38,884
医薬材料費	947	(1) 健康相談医等報償費	209
11 役務費	4,754	(2) 生徒健康診断	6,775
手数料	4,754	ア 尿検査(手)	2,304
12 委託料	7,212	イ 心臓検診(委)	3,675
委託料	7,212	ウ X線直接撮影(委)	229
13 使用料及び賃借料	62	エ 結核検診問診票(委)	536
使用料	62	オ 胸部CT(委)	15
17 備品購入費	360	カ 喀痰検査等(委)	16
保健用備品費	360	(3) 校医等報酬	19,504
		ア 内科	6,661
		イ 歯科	6,385
		ウ 耳鼻科	2,293
		エ 眼科	2,293
		オ 薬剤師	1,872
		(4) プール薬品(消)	1,710

目	本 年 算 額	前 年 算 額	比 較 増 減	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源	財 源 の 他	一 般 財 源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 学校給食費	472,877	419,490	53,387	4,700	-	488,177
				府支出金		

節 区	説 明	事 業 概 要	金額	
			千円	千円
18 負担金、補助及び交付金	5,760	(5) 保健用関係経費 消 792 医 947 備 360	2,099	
負担金	5,272	(6) 日本スポーツ振興センター掛金(魚)	4,424	
補助金	488	(7) 市立校園PTA協議会安全共済会補助金	488	
19 扶助費	642	(8) 各種負担金	92	
		ア 大阪府学校保健会保健主事部会	12	
		イ 大阪府学校保健会養護教諭部会	12	
		ウ 北河内学校保健研究協議会	8	
		エ 寝屋川市学校保健会	60	
		(9) その他	3,583	
		消 227 印 146 修 100 手 2,450		
		委 598 使 62		
3 就学援助(医療費)に要する経費	642		642	
		医療扶助		
4 教職員人事管理業務に要する経費			2,436	
(1) 教職員健康診断			2,436	
ア 定期健康診断(委)			1,620	
		検尿、血圧測定、X線直接撮影、心電図		
		血液検査、胃検診 他		
イ ストレスチェック			520	
		報償 238 委 282		
ウ 頸肩腕障害等健診(委)			118	
エ B型肝炎抗体検査(委)			47	
オ B型肝炎予防接種(委)			69	
カ B型肝炎接種後検査(委)			7	
キ 長時間労働者に対する医師の面接指導(報償)			55	
10 需用費	338,471	(寝屋川市から学べる「寝屋川教育」)		
一般消耗品費	1,076	1 学校給食の運営に要する経費	472,877	
修繕料	682	(1) 中学校給食調理業務委託料	133,902	
燃料費	336,713	(2) 一般消耗品費	1,076	

目	本年度 予算額 千円	前年度 予算額 千円	比較増減 千円	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源		一般財源 千円	
				国府支出金 千円	地方債 千円		その他 千円
計	2,173,860	2,133,773	40,087	28,595	1,055,400	67,554	1,022,311

節・説明 区分	金額 千円	事業概要	要 要
12 委託料	133,902	(3) 修繕料	682
委託料	133,902	(4) 備品購入費	148
17 備品購入費	148	(5) 子育て支援としての中学校給食の無償化 【がんばれ！子育て応援予算】 賄 336,713 補 356	337,069
給食用備品費	148		
18 負担金、補助及 び交付金	356		
補助金	356		

4 項 幼稚園費

1 幼稚園管理 費	100,363	100,278	105	-	18	100,365
--------------	---------	---------	-----	---	----	---------

1 報酬	16,936	[安心して子どもを産み、育てる環境づくり]	
一般報酬	16,936	1 公立幼稚園運営・管理業務に要する経費	7,357
2 給料	31,546	(1) 光熱水費	3,652
一般職給	31,546	(2) 電話料	338
3 職員手当等	26,558	(3) 手数料	28
地域手当	4,053	ピアノ調律 他	
扶養手当	702	(4) 幼稚園清掃作業委託料	1,969
管理職手当	1,560	(5) 修繕料	439
通勤手当	187	(6) 管理用備品経費	369
時間外勤務手当	16	電子コピー 他	
期末手当	10,420	消 13 使 236 備 120	
勤勉手当	9,044	(7) 幼稚園運営経費	379
住居手当	336	ア 卒園記念品、運動会賞品(報償)	34
児童手当	240	イ 園児用更紙等(消)	120
4 共済費	15,384	ウ 入園願書等(印)	195
共済組合負担金	12,755	エ 園児用お茶(賄)	30
災害補償基金負	68	(8) その他	183
		旅 43 医 33 郵 8 広 80	
		使 18 負 1	

目	本年算額 千円	前年算額 千円	比較増減 千円	本年度予算額の財源内訳		
				特定 国府支出金 千円	地方 債 千円	財源 その他 千円
2 教育振興費	125,940	236,563	△110,623	93,672 国庫支出金 60,216 府支出金 33,456	-	32,268 一般財源
計	226,323	336,841	△110,518	93,672	-	132,633

節・説明 区分	金額 千円	事業概要	要 要 千円
園用器具費	120		
18 負担金、補助及び交付金	38		
負担金	34		
補助金	4		
1 報酬	1,873	[安心して子どもを産み、育てる環境づくり]	
一般報酬	1,873	1 幼児期の発達に応じた教育の推進に要する経費	937
3 職員手当等	496	(1) 教材費	344
期末手当	253	(2) 教材及び体育備品購入費	193
勤勉手当	243	(3) エージェンシー型教育A c t 1 プラン	400
4 共済費	469	就学前教育・保育プログラム事業(消)	
共済組合負担金	191	(寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」)	
厚生年金負担金	255	1 就園支援に要する経費	122,165
雇用保険料	23	(1) 私立幼稚園利用給付(扶)	115,992
10 需用費	767	(2) 私立幼稚園預かり保育利用給付(扶)	2,400
一般消耗品費	423	(3) 私立幼稚園通園児に対する食糧費支給 消 23 扶 3,060	3,083
教材費	344	(4) エージェンシー型教育A c t 1 プラン	690
17 備品購入費	193	就学前教育・保育プログラム事業補助金	
教材購入費	193	[人件費等]	
18 負担金、補助及び交付金	690	1 人件費	2,838
補助金	690		
19 扶助費	121,452		
子育て支援施設等利用給付費	118,392		
補足給付費	3,060		

5 項 社会教育費

目	本年度額	前年度額	比較増減	本年度予算額の財源内訳		
				特種支出金	地方交付金	財源その他
1 社会教育総務費	千円 1,396,230	千円 462,200	千円 934,030	千円 384,319	千円 420,400	千円 129,672
				千円 461,839		

節	説明	事業	概要	要	
				金額	千円
1	報酬		(学びによる市民文化の向上と発展)	18,365	千円
	委員報酬		1 学習機会の充実に要する経費	751	921,063
	一般報酬		(1) 社会教育委員報酬(7人)	17,614	315
2	給料		(2) 生涯学習関係経費	110,873	763
	一般職給		消 15 印 748		
3	職員手当等		(3) 望が丘地域交流スペース管理運営事業	110,873	3,127
	地域手当		消 1,333 食 6 光 404 修 50	86,867	
	扶養手当		医 5 電 150 手 15 保 54	13,832	
	管理職手当		委 1,110	2,796	
	通勤手当		(4) 公共施設予約システム構築	5,532	29,682
	時間外勤務手当		消 264 郵 1,215 委 23,056 使 4,752	3,053	
	期末手当		備 395	4,249	
	勤勉手当		(5) 生涯学習(多機能)施設整備事業	28,296	887,009
	住居手当		ア 指定管理者選定委員会	24,004	164
	児童手当		報酬 150 消 12 食 2	2,940	726,000
4	共済費		ウ 整備工事	2,165	39,357
			ウ 整備工事に伴う工事監理業務委託料	41,101	121,488
			エ その他		
			消 3,994 電 285 保 26 委 3,300	38,229	
			使 99 備 83,182 負 30,602	220	55
			(6) 各種負担金		
			ア 大阪府社会教育振興協議会	2,344	5
			イ 全国社会教育研究大会	227	50
			(7) その他		
			旅 48 消 59 食 5	81	112
7	報償費			877	
			2 文化芸術活動の活性化に要する経費		19,865
			(1) 文化施設振興事業	877	18,901
8	旅費		ア 文化振興会議(報酬)	566	136
			イ 寝屋川ミュージックデー(委)		2,208
			ウ 囲碁・将棋活動推進事業(補)	501	656
			エ 寝屋川文化芸術祭事業(補)	65	15,901
10	需用費		(2) 市民管弦楽団支援事業(使)	23,658	208
			(3) 文化振興基金積立金		583

目	本年算額	前年度算額	比較増減	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国府支出金	地方債	その他	千円
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

節・説明	金額	事業概要	要	千円
ひ割り料	千円			140
償還金	10	(4) 府指定文化財の整備・管理事業 ア 神田天満宮のくすのき保存管理補助金		70
24 積立金	583	イ 春日神社のスタジオの社叢保存管理補助金		70
文化振興基金積立金	583	(5) 市指定文化財の整備・管理・公開事業 ア 太秦高塚古墳公園環境整備事業 光 43 保 5 委 1,909 備 55		2,225
		イ 市指定文化財公開活用事業 報償 105 消 10 印 18 補 80		213
		(6) 市内出土遺物整理事業 消 101 負 771		872
		(7) 各種負担金		58
		ア 全国史跡整備市町村協議会		40
		イ 全国史跡整備市町村協議会近畿地区協議会		10
		ウ 河北文化財愛護推進委員連絡協議会		8
		(8) 埋蔵文化財資料館管理運営事業		1,763
		ア 光熱水費		385
		イ 修繕料		70
		ウ 駐車場賃借料		120
		エ 共益費(負)		957
		オ その他 報償 82 消 16 印 66 電 44 保 5 負 18		231
		(9) ネットワークサイバー・ルート環境整備 報償 245 修 200		445
		(10) その他 旅 25 印 66 保 5 備 10		106
		[人件費等]		
		1 人件費等		256,934

目	本年算額	前年算額	比較増減	本年度予算額の財源内訳		
				特種	財源	財源内訳
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 成人教育費	42,615	36,895	5,720	10,888	-	31,727
				国庫支出金		
				国庫支出金		
3 図書館費	374,178	946,843	△572,665	4,276	-	365,031
				府支出金		

節	説明	金額	概要	要
7	報償費	35,024	(子どもを全力で守り抜く)	千円
	報償費	35,024	1 家庭教育の充実にする経費	33,410
8	旅費	22	(1) ねやがわ子どもフォーラム事業 保 66 委 600	666
	普通旅費	22	(2) 家庭教育サポートチーム派遣事業	31,789
10	需用費	548	報償 31,576 旅 8 消 30 食 4 保 171	
	一般消耗品費	536	(3) 家庭教育学級事業	955
	食糧費	12	報償 870 消 22 食 5 保 58	
11	役務費	421		
	保険料	421	2 教育コミュニティの充実にする経費	6,630
12	委託料	6,600	(1) 地域教育協議会運営事業	6,162
	委託料	6,600	報償 107 旅 6 消 46 食 3 委 6,000	
			(2) 学校安全体制整備推進事業	468
			消 351 保 117	
			(学びによる市民文化の向上と発展)	
1	報酬	37,998	1 学習機会の充実にする経費	2,575
	委員報酬	164	(1) 日本語よみかき促進事業	2,399
	一般報酬	37,834	報償 2,325 旅 8 消 57 保 9	
2	給料	60,840	(2) まちのせんせい活用事業	176
	一般職給	60,840	報償 146 消 30	
3	職員手当等	52,915	(学びによる市民文化の向上と発展)	
	地域手当	7,474	1 図書館機能の充実にする経費	179,831
	扶養手当	588	(1) 利用者サービス事業	108,706
			ア 東図書館窓口業務委託料	19,336
			イ 車両運搬業務委託料	5,015
			ウ 配送事業	6,115
			エ 郵 5,142 委 260 使 713	
			工 中央図書館の運営	68,796
			報償 120 消 3,258 光 6,538 修 2,432	
			電 447 保 43 委 11,529 使 3,762	

目	本年算額 千円	前年算額 千円	比較増減 千円	本年度予算額の財源内訳		
				財源		一般財源 千円
				特定 千円	地方債 千円	
国府支出金	千円	千円	千円	千円	千円	

節・説明 区分	金額 千円	事業概要	要 要
管理職手当	864	負 40,667	
通勤手当	1,922	その他	9,444
時間外勤務手当	3,246	旅 10 消 691 印 369 光 2,124	
期末手当	19,871	修 612 電 434 手 88 保 5	
勤勉手当	17,306	委 3,688 使 146 負 1,277	
住居手当	1,344	(2) 資料収集・保存事務	43,809
児童手当	300	ア 図書購入費	29,490
4 共済費	28,196	イ 資料整理及び書庫管理業務委託料	8,607
共済組合負担金	17,277	ウ 収集史料整理業務	822
災害補償基金負担金	130	報酬 100 手 130 委 561 使 31	
税金		その他	4,890
厚生年金負担金	9,668	消 4,840 印 23 使 27	
雇用保険料	923	(3) ICT化推進事業	15,894
労働災害保険料	198	図書館情報システム運用管理	
7 報償費	1,386	消 583 使 15,311	
報償費	1,386	(4) 各種負担金	78
8 旅費	2,359	ア 大阪公共図書館協会	18
費用弁償	2,349	イ 日本図書館協会	50
普通旅費	10	ウ 大阪自治体史連絡協議会	3
10 需用費	24,956	エ 地方史研究協議会	7
一般消耗品費	9,660	(5) 電子図書館事業(使)	6,210
食糧費	2	(6) 学校進捗配送事業	5,134
印刷製本費	3,588	消 113 印 781 委 4,240	
光熱水費	8,662	2 読書活動の推進に要する経費	2,911
修繕料	3,044	(1) 読書普及啓発事業	2,763
11 役務費	6,289	ア オナーサービッツ講演会	790
電話料	881	報償 610 消 40 使 140	
郵便料	5,142	イ その他	1,973
手数料	218	報償 150 消 28 印 915 委 880	
保険料	48	(2) 障害者・高齢者・多文化サービス事業	148
		報償 104 消 44	
		218 3 子ども読書活動の推進に要する経費	9,302
		(1) 子ども読書活動推進事業	5,320

目	本 年 算 額	前 年 算 額	比 較 増 減	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源	財 源	内 訳
	千円	千円	千円	国 府 支 出 金	地 方 債	其 他 財 源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 青少年教育費	113,320	111,710	1,610	16,950	-	96,370
				国庫支出金 6,950		
				府支出金 10,000		

節・区	説 明	業 概	要	明	
				金	額
区	千円	千円	千円	千円	千円
12 委託料	58,392	子ども読書活動推進事業委託料	4,276		
		イ 各種講座	480		
		報償 402 消 63 食 2 使 13			
13 使用料及び賃借料	29,335	ウ 読書通帳(印)	500		
		エ 子ども読書活動推進計画策定委員会(報酬)	64		
		(2) 子どもの多読化推進事業	3,982		
		印 1,000 使 2,982			
17 備品購入費	29,490	(人件費等)			
		図書購入費	29,490		
18 負担金、補助及び交付金	42,022	1 人件費等	182,134		
		負担金	42,022		
1 報酬	312	[安心して子どもを産み、育てる環境づくり]			
委員報酬	312	1 放課後の居場所の充実に要する経費	67,393		
2 給料	10,339	(1) 放課後子供教室推進事業	35,538		
		報酬 312 報償 6 旅 4 消 36			
一般職給	10,339	食 5 保 675 委 34,500			
3 職員手当等	6,683	(2) ねやがわスクールホールパーク事業	31,855		
		保 675 委 31,180			
地域手当	1,242				
通勤手当	105	[子どもを全力で守り抜く]			
時間外勤務手当	756				
期末手当	2,487	1 青少年教育の充実に要する経費	22,241		
勤労手当	2,093	(1) 青少年リーダー育成事業	3,509		
4 共済費	2,871	ア 青少年リーダーの養成(ユースクラブ)	559		
		報償 100 旅 2 消 58 燃 10			
		食 8 医 3 保 100 使 278			
共済組合負担金	1,078	イ 青少年リーダーの養成(中学生クラブ)	636		
災害補償基金負担金	22	報償 138 消 32 燃 11 食 6			
厚生年金負担金	1,622	医 2 保 53 使 394			
雇用保険料	149	ウ 青少年リーダーの養成(小学生クラブ)	1,001		
7 報償費	16,017	報償 168 消 24 燃 13 食 15			

目	本 年 算 額	前 年 算 額	比 較 増 減	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源	財 源 の 他	財 源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
				国府支出金	地方債	その他
5 留守家庭児 童会費	697,342	694,881	2,461	336,123 国庫支出金 168,325 府支出金 167,798	-	146,907
						214,312

節・説明 区 分	金額	事 業 概 要	要
報償費	16,017	医 3 保 56 使 722	1,313
8 旅費	22	工 青年祭事業 保 67 委 1,246	
普通旅費	22	(2) 青少年居場所づくり事業 青少年の居場所スマイル	15,304
10 需用費	1,101	報償 14,205 消 536 食 28 印 149 修 100 医 5 保 262 使 19	
一般消耗品費	694	(3) 成人式事業	3,420
燃料費	34	印 27 保 43 委 3,350	
食糧費	62	(4) その他(消)	8
印刷製本費	198		
修繕料	100	2 教育コミュニティの充実に要する経費	3,793
医薬材料費	13	(1) 青少年指導員会支援事務	1,479
11 役務費	1,936	報償 1,400 旅 7 印 22 負 50	
保険料	1,936	(2) P T A協議会支援事務	1,209
12 委託料	71,376	旅 9 補 1,200	
委託料	71,376	(3) 青少年健全育成推進事業	1,105
13 使用料及び賃借料	1,413	保 5 委 1,100	
料		(人件費等)	
使用料	1,413	1 人件費	19,893
18 負担金、補助及び交付金	1,250		
負担金	50		
補助金	1,200		
1 報酬	185,178	(安心して子どもを産み、育てる環境づくり)	
一般報酬	185,178	1 放課後の居場所の充実に要する経費	25,315
2 給料	207,024	(1) 一般消耗品費	9,033
一般購給	207,024	(2) 修繕料	4,929
3 職員手当等	176,472	(3) 保険料	2,714
		(4) 備品購入費	52

目	本 年 算 額	前 年 算 額	比 較 増 減	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源	財 源 其 他	一 般 財 源	千 円
	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他	一 般 財 源

節 ・ 区	説 明	事 業 概 要	千 円
			金 額
地域手当	24,850	(5) 留守家庭児童会室修繕	千円
通勤手当	2,830	修 1,892 電 22 委 210	2,124
時間外勤務手当	57,098	(6) その他	6,463
期末手当	49,788	報償 220 旅 21 燃 33 印 368	
勤労手当	41,906	医 461 電 1,605 広 785 手 42	
4 共済費	98,737	委 2,724 原 35 負 69 徴 100	
共済組合負担金	38,148	(人件費等)	
災害補償基金負担金	405	1 人件費等	672,027
厚生年金負担金	54,645		
雇用保険料	4,787		
労働災害保険料	752		
7 報償費	220		
報償費	220		
8 旅費	4,637		
費用弁償	4,616		
普通旅費	21		
10 需用費	16,716		
一般消耗品費	9,033		
燃料費	33		
印刷製本費	368		
修繕料	6,821		
医薬材料費	461		
11 役務費	5,168		
電話料	1,627		
広告料	785		
手数料	42		
保険料	2,714		
12 委託料	2,934		
委託料	2,934		

目	本年算額 千円	前年度算額 千円	比較増減 千円	本年度予算額の財源内訳		
				特出金 千円	地方債 千円	財源 千円
				国府支出金 千円	その他 千円	一般財源 千円
6 エスボア一 ル費	63,944	68,494	△4,550	-	11	63,933
7 学び館費	33,753	29,441	4,312	-	-	33,753
計	2,721,382	2,350,464	370,918	752,556	420,400	1,266,965

節・説明 区分	金額 千円	事業 概要	要 要
15 原材料費	35		
原材料費	35		
17 備品購入費	52		
庁用器具費	52		
18 負担金、補助及 び交付金	69		
負担金	69		
22 償還金、利子及 び割引料	100		
償還金	100		
10 需用費	500	(学びによる市民文化の向上と発展)	
修繕料	500	1 学習活動のための環境づくりに要する経費	63,944
11 役務費	511	(1) 指定管理者委託料	62,933
		(2) その他	1,011
手数料	490	修 500 手 490 保 21	
保険料	21		
12 委託料	62,933		
委託料	62,933		
10 需用費	300	(学びによる市民文化の向上と発展)	
修繕料	300	1 学習活動のための環境づくりに要する経費	33,753
11 役務費	453	(1) 指定管理者委託料	33,000
		(2) その他	753
手数料	453	修 300 手 453	
12 委託料	33,000		
委託料	33,000		

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
栄養管理システム管理経費 (使用料)	令和8年度 ～令和13年度	10,560 千円
GIGAスクール回線経費 (電話料)	令和9年度 ～令和13年度	514,924 千円
GIGAスクールソフトウェア経費 (使用料)	令和9年度 ～令和13年度	92,345 千円
小学校屋内運動場空調機用 ガス購入経費 (燃料費)	令和8年度 ～令和9年度	43,643 千円
児童安全安心事業(通信端末 配布)に係る経費 (使用料)	令和8年度 ～令和10年度	23,720 千円
学校給食調理業務経費 (市立北小学校) (委託料)	令和8年度 ～令和13年度	127,050 千円
公共施設予約システム経費 (使用料)	令和9年度 ～令和13年度	95,040 千円
指定管理者委託料		
学び館管理運営経費	令和9年度 ～令和12年度	132,000 千円

議案第7号

寝屋川市特定事業主行動計画（令和8年度～令和12年度）の
策定について

次世代育成支援対策推進法第19条第1項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第1項に基づき、寝屋川市特定事業主行動計画（令和8年度～令和12年度）を策定するため、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月24日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

寝屋川市特定事業主行動計画（令和3年度～令和7年度）について今年度での計画期間の満了に伴い、次年度以降の新たな計画を策定するため。

議案第 8 号

市長の権限に属する事務の補助執行について

市長から協議のあった市長の権限に属する事務の補助執行について、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 24 日 提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

市長から、寝屋川市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正にあたり、(仮称) こども専用図書館に関する事務について、削除する旨の協議があったため。

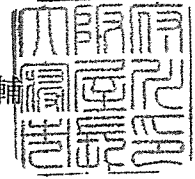
総 総 第 2069 号

令和 8 年 3 月 16 日

寝屋川市教育委員会

教育長 荒 木 和 美 様

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔



市長の権限に属する事務の補助執行について（協議）

当職の権限に属する事務の一部を下記のとおりとしたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により協議します。

記

1 補助執行させないこととする職員及び事務

(1) 職員

寝屋川市立中央図書館を担当する部長及び次長並びに寝屋川市立中央図書館の館長その他の職員

(2) 事務

（仮称）こども専用図書館（寝屋川市立寝屋川市駅前図書館の改修により整備する図書館をいう。）において実施することとなる「子育ての支援に関する事業」の準備に関する事務



総務部総務課

担当：片岡、藤田、田中 内線：2249

寝屋川市訓令第 号

寝屋川市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

寝屋川市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和61年寝屋川市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書及び第3号を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

寝屋川市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程

No.1

改正案	現行
<p>(教育委員会職員に補助執行させる事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、市長は、次の各号に掲げる事務を、当該各号に定める者に補助執行させるものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(教育委員会職員に補助執行させる事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、市長は、次の各号に掲げる事務を、当該各号に定める者に補助執行させるものとする。ただし、第3号に掲げる事務の補助執行に当たっては、同号に定める者は、こども部長及びこども部子育て支援課所属の職員(課長、係長等を含む。)と共同して当該事務を遂行するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (仮称) こども専用図書館(寝屋川市立寝屋川市駅前図書館の改修により整備する図書館をいう。)において実施することとなる「子育ての支援に関する事業」の準備に関する事務 寝屋川市立中央図書館を担当する部長及び次長並びに寝屋川市立中央図書館の館長その他の職員</p>
<p>附則</p> <p>この訓令は、令和8年4月1日から施行する。</p>	

議案第9号

公文書開示拒否決定に係る審査請求についての裁決について

公文書開示拒否決定に係る審査請求について、別紙のとおり裁決するため、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月24日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

公文書の開示拒否決定（令和6年5月20日付け教函第331号）に対し、審査請求人が令和6年8月16日に提起した審査請求について、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会の答申に基づき、裁決するため。

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 寝屋川市教育委員会

審査請求人が令和6年8月16日付け審査請求書により提起した、「処分庁が令和6年5月20日付け教図第331号開示拒否決定通知書により行った公文書の開示拒否決定（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）」について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

1 公文書の開示の請求

審査請求人は、寝屋川市情報公開条例（平成9年寝屋川市条例第9号。以下「条例」という。）に基づき、令和6年4月10日、処分庁に対し、公文書開示請求書の「請求に係る情報の内容」欄に「寝屋川市が支出している中央図書館・駅前図書館の管理費及修繕積立金明細書、通常管理費の区分別明細書（R4・5年度分）」と記載して、公文書の開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）。

2 本件処分

処分庁は、令和6年5月20日、本件開示請求に係る公文書を、後記「公文書の件名」に記載する公文書として特定した上で、本件開示請求について、開示を拒否する旨の決定（以下「本件拒否決定」という。）を行い、開示拒否決定通知書により審査請求人に通知した（令和6年5月20日付け教図第331号）。

(1) 開示拒否することを決定した公文書の件名

- ア 寝屋川市立中央図書館に係るアドバンスねやがわ1号館の「管理費及び修繕積立金明細書」（令和4年度）
- イ 寝屋川市立中央図書館に係るアドバンスねやがわ1号館の「管理費及び修繕積立金明細書」（令和5年度）
- ウ 寝屋川市立寝屋川市駅前図書館に係るアドバンスねやがわ2号館の「通常管理費 区画別明細書」（令和4年度）
- エ 寝屋川市立寝屋川市駅前図書館に係るアドバンスねやがわ2号館の「通常管理費 区画別明細書」（令和5年度）

(2) 開示を拒否する理由

「公文書の件名」に掲げる公文書（以下「本件公文書」という。）のうち、ア及びイの書類には、「管理費及び修繕積立金の算定根拠」のほか、「管理費及び修繕積立金に係る当該年度における各総額及び各予算総額」が、また、ウ及びエの書類には、「通常管理費の算出方法」のほか、「通常管理費に係る当該年度における総額及び予算総額」が記載されている。

「アドバンスねやがわ1号館の管理費及び修繕積立金」並びに「アドバンスねやがわ2号館の通常管理費」（以下これらの費用を「本件管理費等」という。）は、これら区分所有建物（以下「本件区分所有建物」という。）の管理規約に基づき、本件区分所有建物の各区分所有者が負担することとされている費用であり、そのことから、本件管理費等に関する情報は、公にすることが予定されたものではなく、当該区分所有建物の管理組合（以下「本件管理組合」という。）及び当該区分所有建物の管理者である株式会社（以下「本件管理者たる会社」という。）が内部で管理する情報であると認められる。

また、一般に、区分所有建物の管理に要する費用の額の算定に関する事

項（当該費用の額を、どのような数値等を基礎として算定するかなど）については、当該区分所有建物の管理組合において任意に定めるものであると考えられ、加えて、本件管理費等の各総額及び各予算総額を開示して、本件区分所有建物の管理に関する財務の実態を公にすることは、本件区分所有建物の資産価値にも影響を及ぼすものであると認められる。

そして、以上のことに鑑みれば、本件管理費等の内容について、外部から監視・干渉を受けないことは、条例第6条第1項第2号アにおいて保護されるべき本件管理組合の正当な利益であると認めることができる。

さらに、本件管理費等に関する情報は、本件区分所有建物の管理上、極めて重要な事柄であるといえ、これらの情報が本件管理組合及び本件管理者たる会社の意思に関わらず公にされた場合には、そのことによって、本件管理組合及び本件管理者たる会社としての本件区分所有建物の自律的な管理に支障を及ぼす蓋然性があることも否定できない。

したがって、本件管理費等に関する情報は、「法人等（法人その他の団体）に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの」（条例第6条第1項第2号ア）に該当する。

（なお、人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、開示することが必要であるとは認められない。）

よって、条例第6条第1項第2号アの規定に基づき、本件公文書の開示を拒否する。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年8月16日、寝屋川市教育委員会が、審査請求人に対し行った本件拒否決定を取り消すことを求める、本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件処分について、概ね次の理由により取り消されるべきであると主張している。

(1) 本件開示請求は、寝屋川市歳入歳出決算書においては、アドバンス寝屋

川 1 号館市所有区画管理費及び 2 号館市所有区画共益費として記載されている支出の明細を求めるものである。専有部分の管理に要する費用は、他の寝屋川市の施設の管理費と同じく決算書に費目別(光熱水費、清掃費、修繕費等)に記載されており、その明細を請求すれば開示されるが、共有部分の管理費は一括して総額が決算書に記載されるのみであるから、費用別明細を開示請求したものである。

(2) 本件開示請求の対象は、アドバンスねやがわ 1・2 号館の共用部分の管理費のうち、寝屋川市の負担分の内訳である。共用部分は区分所有者全員の共有であり、各々専有部分の広さに応じて管理費を負担している。したがって、請求は他の区分所有者の負担額や内訳を求めるものではない。もし、その文書に他者の情報があるのであれば、その部分はマスクされればよいことである。

(3) 寝屋川市公開条例第 2 条は、開示請求の対象となる「公文書」を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書…その他これらに類するもの」と規定しており、外部の団体・法人の作成した文書も当然、開示請求の対象となる。従って、外部団体の「内部文書」であることが直ちに不開示の理由とはなり得ない。(原文ママ)

他方、寝屋川市も本件管理組合の一員であって、完全な外部団体とは言えないはずであり、一般に寝屋川市がその一員として加入している団体の決算書は、請求によって開示される。しかも、本件公文書の内容は、寝屋川市が施設の管理費として支出した公金の支出先及び支出明細を示すもののはずであり、これらが法人等の内部文書であるという理由で不開示となるのは不当である。

(4) 処分庁は本件管理組合・本件管理者たる会社が寝屋川市とは別法人であることを主張しているが、この費用を寝屋川市は「負担金」として支出している。そして「負担金」には様々なケースがあり、寝屋川市が別団体・組合の一員であって、その経費を負担している場合、その用途内訳が公開されている事例は多々存在している。

それらの団体も当然「任意に」用途を決定していると考えられるが、そのことが用途の公開を妨げていない。

したがって、本件管理組合、本件管理者たる会社が寝屋川市とは別法人であることのみをもって、公開を拒否する理由とするのは相当ではない。

- (5) 指定管理の場合、管理費の明細は市民に公開されているのに、同様の施設を区分所有する場合は、管理に要する費用が市民に公開されないというのであれば、なぜ区分所有の施設であれば公開できないのか。
- (6) 条例第 20 条には、「寝屋川市の出資する法人は情報公開に関する寝屋川市の施策に留意しつつ、情報の提供その他の情報公開のために必要な措置を講ずるよう協力するものとする。」とあり、「情報公開の手引き(第 5 版)」には、「また、実施機関は、出資法人に関する情報を積極的に収集するとともに、実施機関が保有する当該情報の公開に努めなければなりません。」と述べられている。実施機関はこの条文等に沿い、本件において、当該出資法人の協力を得るよう努力を払うべきである。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、本件審査請求について、概ね次の理由により棄却するべきであると主張している。

- (1) 条例第 6 条第 1 項柱書は、「実施機関は、公文書の開示の請求に係る情報が、同項各号いずれかに該当する場合を除き、これを開示しなければならない」旨を規定している。そして、同項第 2 号本文は、「法人その他の団体（中略）に関する情報（中略）であって、次に掲げるもの」と規定し、同号アは、「開示することにより当該法人等（中略）の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれのあるもの」と規定している。
- (2) 本件公文書のうち、寝屋川市立中央図書館に係るアドバンスねやがわ 1 号館の「管理費及び修繕積立金明細書」には、「管理費及び修繕積立金の算定根拠」のほか、「管理費及び修繕積立金に係る当該年度における各総額及び各予算総額」が、また、寝屋川市立寝屋川市駅前図書館に係るアドバンスねやがわ 2 号館の「通常管理費区画別明細書」には、「通常管理費の算出方法」のほか、「通常管理費に係る当該年度における総額及び予算総額」が記載されている。
- (3) 本件管理費等は、これら本件区分所有建物の管理規約に基づき、本件区分所有建物の各区分所有者が負担することとされている費用であり、そのこと

からも、本件管理費等に関する情報は、公にすることが予定されたものではなく、本件管理組合及び本件管理者たる会社であるアドバンス寝屋川マネジメント株式会社が内部で管理する情報であると認められる。

- (4) 一般に、区分所有建物の管理に要する費用の額の算定に関する事項（当該費用の額を、どのような数値等を基礎として算定するかなど）については、当該区分所有建物の管理組合において任意に定められるものであると考えられ、加えて、本件管理費等の各総額及び各予算総額を開示して、本件区分所有建物の管理に関する財務の実態を公にすることは、本件区分所有建物の資産価値にも影響を及ぼすものであると認められる。
- (5) 以上のことに鑑みれば、本件管理費等の内容について、外部から監視・干渉を受けないことは、条例第6条第1項第2号アにおいて保護されるべき本件管理組合の正当な利益であると認めることができる。
- (6) 本件管理費等に関する情報は、本件区分所有建物の管理上、極めて重要な事柄であるといえ、これらの情報が本件管理組合及び本件管理者たる会社の意思に関わらず公にされた場合には、そのことによって、本件管理組合及び本件管理者たる会社としての本件区分所有建物の自律的な管理に支障を及ぼす蓋然性があることも否定できない。
- (7) したがって、本件管理費等に関する情報は、「法人等（法人その他の団体）に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの」（条例第6条第1項第2号ア）に該当する（なお、人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、開示することが必要であるとは認められない。）。
- (8) 審査請求人は、本件開示請求について、「共有部分の管理費」の費用別明細を開示請求したものであると主張しているが、令和6年4月10日付け「公文書開示請求書」の「請求に係る情報の内容」欄には、「寝屋川市が支出している中央図書館・駅前図書館の管理費及修繕積立金明細書、通常管理費の区分別明細書（R4・5年度分）」と記載されており、審査請求人は、既存する具体的な書類を想定して、その開示を請求している。
- (9) 区分所有建物の管理に要する費用の額の算定に関する事項（当該費用を、どのような数値等を基礎として算定するかなど）について、当該区分所有建

物の管理組合において任意に定めるものであるというのは、合理的な根拠に基づき、かつ、所定の手続にのっとり、当該区分所有建物の管理組合の適正な意思決定により定めるものであるという意味であり、決して管理組合ないし管理会社が恣意的に決定できるということではない。

(10) 本件拒否決定の理由は、令和6年5月20日付け教図第331号「開示拒否決定通知書」に記載した「開示を拒否する理由」欄のとおりであって、「内部文書であることをもって開示できない」であったり、「開示することが外部からの干渉になる」などというような短絡的な理由の提示をしていない。これらの審査請求人の主張は、本件拒否決定の理由を正解しないで、これを論難するものに過ぎない。

(11) 指定管理者との違い

本件管理費等は、寝屋川市が飽くまでも「本件区分所有建物の区分所有者の一人」としての立場で支出する本件区分所有建物の敷地及び共有部分等の管理に要する費用である。また、指定管理者は、地方公共団体たる寝屋川市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項参照）の管理を行うものであって、その観点から見ても、「公の施設自体の管理に要する経費」と「区分所有建物の敷地及び共用部分等の管理に要する費用＝本件管理費等」とは本質的に異なっている。

(12) 条例第20条について

ア 一般に地方公共団体が出資等を行う法人は、当該地方公共団体とは別個の独立した法人であるため、情報公開制度に関する条例上の実施機関とすることは困難であると解されている。

イ そこで、条例第20条では、実施機関は、出資法人に対し、その設立の趣旨や自律性に配慮しつつ、出資法人がその保有する情報を自主的に公開するための制度を整えるよう協力を求めるものとするとともに、定款・寄附行為、事業計画書・事業報告書、財務諸表（貸借対照表等）などの出資法人に関する情報を積極的に収集し、公開していくよう努めていかなければならないと定めている。このような当該条項の趣旨に鑑みても、処分庁が、本件管理者たる会社に対して、不開示情報に該当すると認められる情報が記録された書類を開示することに「協力を得るよう努力を払うべきである」

という主張は、明らかに失当である。

理 由

1 事実関係等の概要

事実関係等の概要は以下のとおりである。

(1) 条例について

ア 条例第6条第1項は、「実施機関は、公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)に係る情報が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを開示しなければならない。」と規定している。また、同項第2号本文は「法人その他の団体(中略)に関する情報(中略)であって、次に掲げるもの」と規定し、同号アは「開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれのあるもの」と規定している。

イ ここでいう「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれるものと解される。

ウ なお、ここでいう「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政の関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(2) 本件公文書の内容について

ア 本件公文書のうち、寝屋川市立中央図書館に係るアドバンスねやがわ1号館の「管理費及び修繕積立金明細書」には、「管理費及び修繕積立金の算

定根拠」のほか、「管理費及び修繕積立金に係る当該年度における各総額及び予算総額」が、また寝屋川市立寝屋川市駅前図書館に係るアドバンスねやがわ2号館の「通常管理費区画別明細書」には、「通常管理費の算出方法」のほか、「通常管理費に係る当該年度における総額及び予算総額」が記載されている。

イ 本件公文書の開示等決定をするに当たり、条例第13条の規定に基づき、当該文書に自身に関する情報が記録されているアドバンス寝屋川マネジメント株式会社に意見を聴いたところ、次のような回答を得ている。

〔回答の要旨〕

本件公文書はアドバンスねやがわ1号館及びアドバンスねやがわ2号館の管理規約に基づき、本件区分所有建物の各区分所有者が負担することとされている費用であり、公にすることを予定していない。

また、一般に、区分所有建物の管理に要する費用の額の算定に関する事項については、当該区分所有建物の管理組合において任意に定めるものであるし、本件管理費等の総額及び予算総額を開示して、本件区分所有建物の管理に関する財務の実態を公にすることは、本件区分所有建物の資産価値に影響を及ぼす。

そうしたことに鑑みれば、本件管理費等の内容について、外部から監視・干渉を受けないことは、条例において保護されるべき本件管理組合の正当な利益であるといえ、本件管理費等に関する情報が本件区分所有建物の管理組合や管理者の意思に関わらず公にされた場合には、そのことによって、本件区分所有建物の自律的な管理に支障を及ぼす蓋然性があることも否定できない。

よって、本件公文書は、いずれも開示すべきでない。

2 検討

(1) 条例第6条第1項第2号アの該当性について

ア まず、本件管理費等は、これら本件区分所有建物の管理規約に基づき、本件区分所有建物の各区分所有者が負担することとされている費用である。そのことから、本件管理費等に関する情報は、公にすることが予定されたものではなく、本件管理組合及び本件管理者たる会社であるアドバ

ンス寝屋川マネジメント株式会社が内部で管理する情報であると認められる。

イ 一般に、どのような数値等を基礎として区分所有建物の管理に要する費用を算定するかなどについては、当該区分所有建物の管理組合において任意（恣意的に決定できるという意味ではない。）に定められるものである。加えて、本件管理費等の各総額及び各予算総額を開示して、本件区分所有建物の管理に関する財務の実態を公にすることは、本件区分所有建物の資産価値にも影響を及ぼすものである。

ウ 以上からすると、本件管理費等の内容について、外部から監視・干渉を受けないことは、条例第6条第1項第2号アにおいて保護されるべき本件管理組合の正当な利益であると認められると解するのが相当である。

エ さらに、本件管理費等に関する情報は、本件区分所有建物の管理上、極めて重要な事柄であるといえ、これらの情報が本件管理組合及び本件管理者たる会社の意思に関わらず公にされた場合、そのことによって、本件管理組合及び本件管理者たる会社としての本件区分所有建物の自律的な管理に支障を及ぼす蓋然性があることも否定できない。なお、アドバンス寝屋川マネジメント株式会社へ行った意見聴取の回答においても、本件管理費等に関する情報は、公にすることを予定していないとされている。

オ したがって、本件公文書に記録されている情報は、条例第6条第1項第2号アに規定する「法人等（法人その他の団体）に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると解するのが相当である。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査庁の上記判断を左右するものではない。

(3) その他

その他、本件処分が違法又は不当であると判断するに足りる事情は、認められない。

(4) 検討の結果

以上の次第であり、本件管理費等は、条例第6条第1項第2号アの規定に

該当し、当該規定により不開示とする理由があるものと認められ、本件公文書を不開示とした本件処分が違法又は不当なものとする認めることはできない。

結 論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年3月 日

審査庁 寝屋川市教育委員会

(教 示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、寝屋川市を被告として（訴訟において、寝屋川市を代表する者は寝屋川市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、寝屋川市を被告として（訴訟において、寝屋川市を代表する者は寝屋川市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

議案第10号

寝屋川市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、寝屋川市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するため、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月24日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

教職員の業務量の適切な管理と健康確保を図るとともに、目標や取組方針を明確にし、計画的に働き方改革を推進するため。

議案第11号

寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について

寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月24日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

令和8年4月1日付けで、国が定める幼稚園設置基準における学級編成の基準となる園児数が、原則35人以下から原則30人以下に引き下げられることに伴い、寝屋川市立幼稚園条例施行規則で定める学級編成基準及び収容最大員数においても同様の改正を行うため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

寝屋川市立幼稚園条例施行規則（平成4年寝屋川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「35人」を「30人」に改める。

別表中「210人」を「180人」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

寝屋川市立幼稚園条例施行規則

改正案	現行												
<p>(学級編成)</p> <p>第3条 1学級の編成は、<u>30人</u>を原則とする。 (平16教委規則13・一部改正)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>(平6教委規則5・全改、平16教委規則13・旧別表・一部改正、平20教委規則13・平24教委規則15・平25教委規則4・平29教委規則14・一部改正、令元教委規則2・旧別表第1・一部改正、令4教委規則3・一部改正)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">収容最大員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝屋川市立北幼稚園</td> <td style="text-align: center;"><u>180人</u></td> </tr> <tr> <td>寝屋川市立啓明幼稚園</td> <td style="text-align: center;"><u>180人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>附則 (施行期日) この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p>	名称	収容最大員数	寝屋川市立北幼稚園	<u>180人</u>	寝屋川市立啓明幼稚園	<u>180人</u>	<p>(学級編成)</p> <p>第3条 1学級の編成は、<u>35人</u>を原則とする。 (平16教委規則13・一部改正)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>(平6教委規則5・全改、平16教委規則13・旧別表・一部改正、平20教委規則13・平24教委規則15・平25教委規則4・平29教委規則14・一部改正、令元教委規則2・旧別表第1・一部改正、令4教委規則3・一部改正)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">収容最大員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝屋川市立北幼稚園</td> <td style="text-align: center;"><u>210人</u></td> </tr> <tr> <td>寝屋川市立啓明幼稚園</td> <td style="text-align: center;"><u>210人</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	収容最大員数	寝屋川市立北幼稚園	<u>210人</u>	寝屋川市立啓明幼稚園	<u>210人</u>
名称	収容最大員数												
寝屋川市立北幼稚園	<u>180人</u>												
寝屋川市立啓明幼稚園	<u>180人</u>												
名称	収容最大員数												
寝屋川市立北幼稚園	<u>210人</u>												
寝屋川市立啓明幼稚園	<u>210人</u>												

議案第12号

令和8年度学校園に対する指示事項について

別紙のとおり令和8年度学校園に対する指示事項を決定するため、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月24日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

市立各校園に本市教育委員会の学校園に対する指示事項を提示するとともに、教育の充実を図るため。

議案第13号

令和8・9年度寝屋川市青少年指導員候補者の市長への内申について

寝屋川市青少年指導員要綱実施要領第2条第1号に基づき、各中学校区寝屋川市青少年指導員推薦会議から推薦があった寝屋川市青少年指導員候補者を、市長に内申するため教育委員会の議決を求める。

令和8年3月24日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

寝屋川市青少年指導員の任期満了に伴い、令和8・9年度寝屋川市青少年指導員候補者を市長に内申するため。

令和8・9年度 寝屋川市青少年指導員名簿

令和8年4月1日予定

中学校校区	小学校区	氏名	就任年度	在任
六 中	第五	やまがみ かつよし 山上 勝義	R 8. 4～	新任
八 中	点野	なかにし いくこ 中西 郁子	R 8. 4～	新任